

# 三条別院のご案内

真宗大谷派 三条別院

TEL : 0256-33-0007

E-mail : sanjo-betsuin@wing.ocn.ne.jp

## 三条別院に想う

### 【特別編】 新型コロナウイルス感染症と地域経済

▲四月末現在、全国に緊急事態宣言が発令されましたが、コロナウイルス感染症の収束の目途が立ちません。三条別院のある三条市は中小企業や個人事業主が多く、それ故長期化すると経済的な打撃を受けやすく、特に夜の飲食店は危機的な状況にあります。三条の経済の実際の状況について、お取り越し報告のスタンプラリーなどで協力いただいているベンチャー社長白鳥氏に執筆していただきました。

二〇二〇年初頭から世界中に広まった新型コロナウイルス感染症は、あつという間にパンデミックを宣言するに至りました。世界は主要都市を封鎖し、渡航を制限、世界を挙げてこの感染症撲滅に専念することとなりました。感染者の爆発的増加からの医療崩壊を防ぎ、致死率増加を食い止めるため、日本政府がとった策は「人との接触を八割減らす」でした。「不要不急の外出自粛」によって「まち」はその活気を失い、生活を豊かに彩ってきた多くの産業が突然瀕死の状態に追い込まれました。

中でも県内人口比率で最大の飲食街を持つ三

条はその影響が甚大です。多くの飲食店が慌ててデリバリーやテイクアウトを始めていますが事業を支えるほどの効果は見られないのが実状です。今は事業を様々に工夫し助け合い、国、県、市が打ち出している支援策を活用し、なんとか生き延びようとしています。ここは三条商人の腕の見せ所です！

個人的には、幸い①原因が明確②金融が健全③清潔で協調性ある国民性、によって、世界が協力して取り組んでいる予防薬、特效薬の供給が始まれば、ある程度落ち着いた日常が戻ってくるのではないかと考えています。但し、タイムリミットはあります。二カ月三カ月ならまだしも、これが半年、一年となると事業者の体力は尽き、市民経済は困窮を極めてくると思われまます。市民活動が止まったまま、さすがに長期間の持久戦は不可能です。今後どうなっていくのか、今どうすべきなのかは一事業者の私には暗中模索の日々ですが、明らかに人の流れ、行動様式は変わり、価値観も変わってゆくでしょう。たとえコロナショックの見通しがたつたとしても、おそらく以前のような社会はしばらく戻らないのではないしょうか。

一方で、この機に遠隔医療、市役所のネット手続き、遠隔教育、自動運転などテクノロジーの社会実装が一気に進み、便利で衛生的な近末

来がいとも簡単に実現するのかもしれませんが、そのとき最も大切なのは「心の豊かさ」をどう実現するのか、なのかもしれませんね。

白鳥 賢 氏

(有限会社四季の定期代表取締役)



▲執筆していただいた後に、三条市の飲食店などの現状や心境について、さらに詳しくお聞きしてみました。

**Q**、執筆いただきありがとうございます。ちょうど四月十六日、全国に緊急事態宣言が拡大されました。耐え抜いた時の「心の豊かさ」について、僧侶たちも力になれるかもしれないです。「二、三カ月」が勝負とありますが、いくつか質問させていただきます。

**Q①**、国、県、市の支援策からまれてしまいそのような業種はありますか？

**A①**、当初制限がかかりましたが今は割と網羅されているのではないのでしょうか。

**Q②**、また特に苦しんでいらつしやる業種の方ほどのような方でしょうか。

**A②**、居酒屋とか、クラブとか、しかも割と大きいところほど大変らしいです。

**Q③**、実際白鳥さんのところで給付金などの手続きははじまっているのでしょうか？

**A③**、給付手続きは補正予算成立後だということとタイミング待ちです。今は手持ち資金で持ち堪えています。

(四月二十七日現在、三条市では持続化給付金前借り支給等の対応をはじめている)

**Q④**、行政とは独自に「三条商人」が協力しつついる対策は主だったものはどのようなものでしょうか。

**A④**、カンテツさんがYou Tubeで市内飲食店を紹介するため資料を集めています。また工業会が料亭さんから積極的に弁当を頼んだりしています。

**Q⑤**、雇用主と従業員と心境が若干違うと思いますが、白鳥さんのところはどうかでしょうか。いろいろとすいません。状況はさまざまである

と思います。主観でもかまいませんので教えていただければと思います。

**A⑤**、従業員には「ぜんぜん大丈夫」と言っています。店も来店が少なくても通常営業してなるべく普通にしています。オーナーの心境としてはドキドキです。ただ、ウチは商いが比較的小さいのでこういう時はまだマシです。大きくやっていると深刻です。毎日固定費が湯水のように消えていきますので。いままで「やり手」と言われていた飲食店ほど被害が大きいのが特徴です。歴史上飢饉など国難のときでも仏教は人々の心の支えでしたよね。奈良の大仏も感染症蔓延のときできたと聞きました。期待しています。

**Q⑥**、ちなみに他にも別院に望むことやしてほしいことなどありますか？

**A⑥**、別院職員の「順番に弁当買う」はとても良いと思います。何がいかって、その飲食店が励まされます。応援してもらっている実感がありません。あとYou Tube別院で親鸞の教えをわかりやすく説く。最後に傾聴をオンラインで出来たらいいですね。Zoom別院とかLINE別院など、TV電話機能で話を聞いてもらえるなど、いいと思います。

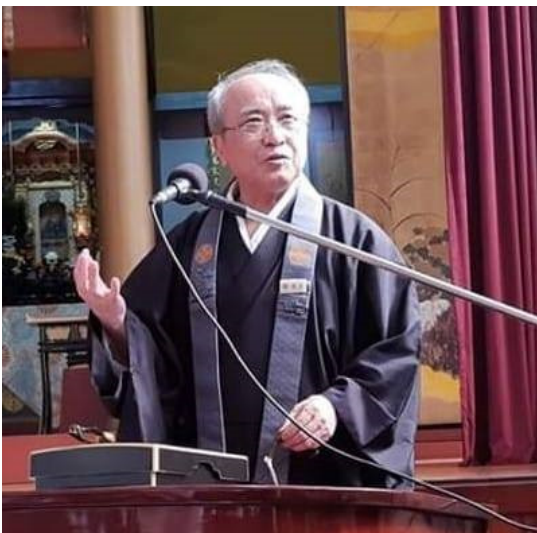
○次回の「三条別院に想う」は、塚本 智光氏

(南米開教監督 ブラジル別院南米本願寺輪番)

よりご執筆いただきます

【今回は特別編その② 世界は今】

▲四月二十七日現在、ブラジルのコロナウイルス感染者は三万人を超え、亡くなった方も千五百人を超えていて、州政府の命令で葬儀・法事を含む宗教行事も禁止されているそうです。ブラジル別院南米本願寺は、サンパウロ南米本願寺として一九五五年現在地を購入して仮本堂を落成、一九七二年にはブラジル別院になりました。もともと日系移民のための寺院でしたが、開教寺院としての歩みも始まっています。今回は、現在輪番を勤められている塚本智光氏(第十八組等連寺前住職)から執筆していただけることとなりました。現在ブラジルでは外に出ることがほとんどできない状態だそうです。責任者として勤められ、心労も大変なことかと思いますが、世界は今、どのような状況にあるのか、実際に肌で感じていることを中心に執筆していただきます。

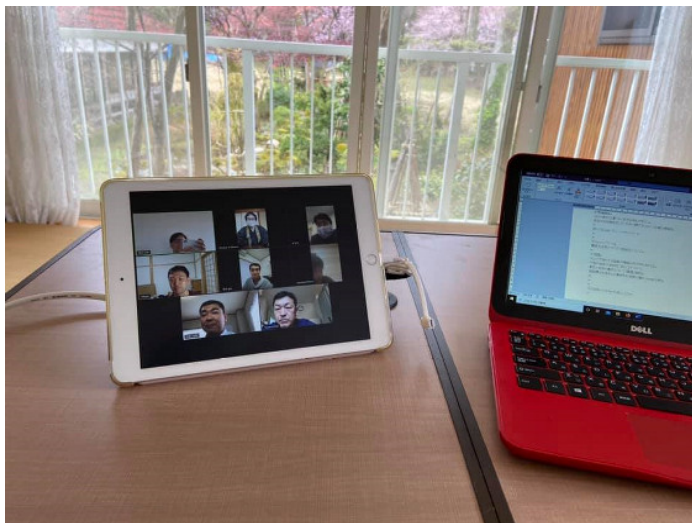




## 分散勤務、WEB会議もはじまりました

不要不急の外出を避け、事務所内の人員を減らすという事で、四月に入り、三条別院でも分散勤務がはじまりました。職員も連絡網でいつでも連絡が取りあえる状況になっております。会議も原則中止となっておりますが、七月の新年度を迎えるにあたり、事業計画・事業報告、予算・決算の諸会議は必要となります。また、このような時期に迅速に対応できるよう、別院教化審議会・報恩講実行委員会などの諸会議も、別院に集まることなくインターネット回線を通して開催できるように進めております。三条教区のいくつかの部門ではすでにコロナウイルス感染症の拡大以前より取り組んでいましたので、それに準じた形で適宜、開催をしたいと考えております。各委員におかれましては自宅での会議は、環境的に難しい場合もあると思いますが、三条別院の機器を使用して会議に参加するという事も検討しております。別院の職員も小林智光氏（第十二組浄照寺）主催のZoom座談会に参加させていただきました。WEB会議やWEB座談会の方法を学ばせていただきました。ちなみに会議ではなく「座談」というのは、閉塞感にある今、感じていることを吐き出せる機会になり、青少年三部門の若手僧侶等はYouTube法話（第十三組万休寺田中博之氏等）も始めているということですが、「座談」という形も実際に即しているように感じました。基本はテレビ電話ですので、接続さえ他者の協力も

とでできれば、例えば機械の苦手なお年寄りでも参加できます。三条教区教化センターでも、講義を撮影しセンター研修生に動画で配信することを始めますので、それにならない、別院の御命日のつどいや定例法話等、コロナウイルス感染症での外出自粛中の行事のあり方を、WEB会議等で検討しながら模索していく予定です。また、このようにオンライン化が進むと、インターネットを利用できない場合があると、外出自粛で特に孤立してしまう場合があるようです。その対策も必要であるように思います。例えば小柳田晃氏（第十九組明願寺）は、臨心理士の准坊守さんと誰でも相談できる「かけこみ寺」をはじめたそうです。このような時期に、別院のありかたも問われているように思います。



【Zoom座談会のようす（小林智光氏提供）】

## 地元飲食店と#三条エール飯で協力

三条市のテイクアウトプロジェクト！第一弾

# #三条エール飯

三条市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内飲食店の支援として、三条市内の飲食店等でテイクアウトやデリバリーを利用し、投稿記事や写真に「#三条エール飯」としてハッシュタグを付けて、個人のツイッター、インスタグラム、フェイスブック等のSNSにて情報を投稿して、市内飲食店を応援することが、四月二十二日より三条市長の呼びかけではじまりました。

三条別院では、参道の本寺小路の飲食店や地元の商店街と協力しながら、活動をすすめてきました。三条市の地域おこし協力隊「株 Founding Base」より、三条エール飯を大至急始めたいということでも別院にも協力の要請がかりました。お声がかかり、別院では少しでも地域の飲食店の力になればと思い、僧侶がテイクアウトしたメニューを別院ブログ (<https://sanjobetsuin.or.jp/>) で紹介させていただいております。地域おこし

SANJO YELL MESSHI!

|  |   |
|--|---|
| <p>とんかつ三条</p> <p>三条市本町 0256-35-2003<br/>11:00-21:00 営業 (閉店直前まで注文可)<br/>【※】 テイクアウト (昼間限定)</p> | <p>焼肉とらーめん 店 どんぼ</p> <p>三条市本町 0256-35-4129<br/>11:30-1:00 営業<br/>【※】 テイクアウトのみ</p> |
| <p>アボカドバーガー</p> <p>三条市本町 0256-35-4129<br/>11:00-20:00 営業<br/>【※】 テイクアウト (12:00以降は予約可)</p>    | <p>へぎ蕎麦 店 むろしま</p> <p>三条市本町 0256-35-4129<br/>11:00-20:00 営業<br/>【※】 テイクアウト</p>    |
| <p>動物天国 あげかん</p> <p>三条市本町 0256-2261-1564<br/>12:00-16:00 営業<br/>【※】 テイクアウト (昼間限定)</p>        | <p>ベジータール</p> <p>三条市本町 0256-33-0349<br/>11:00-16:00 営業<br/>【※】 テイクアウト</p>         |

協力隊からは、この写真の提供依頼がありました。四月二十二日、飲食店への第一弾チラシの配布に同行させていただきました。

元禄時代に創建された三条別院は、ずっと参道でもある本寺小路の方々とともにありました。本寺小路のお店をはじめ三条の飲食店も厳しい状況ではありますが、三条別院は微力ながらも、これからも地域とともに歩みを進めていきたいと考えています。



【地域おこし協力隊の皆さんとともにチラシを配布】

## 公開講座中止のお知らせ

一審で死刑判決を受けた被告が弁護人による控訴を取り下げ、この三月三十一日に刑が確定した相模原障害者殺傷事件。社会評論家の芹沢俊介先生より昨年の「親鸞で考える相模原障害者殺傷事件」を継続して講義をしていたく予定でしたが、このたび新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い今年度中の開催は不可能であるという理由でやむなく中止を決定させていただきますました。芹沢先生にお伝えしところ、次のメッセージをいただきました。「私としては、開催、中止、いずれであろうとも、相模原事件について、考えを詰めなくては、と思っております。ですので、どちらであろうとも、自分がなすべきことに影響はありません。ただ、中止になるのは、とても残念ではあります。人間以外の力のはたらきを、このたびもまた強く感じさせられました。この騒ぎが終わったあと、世界はどんな見え方になっているのでしょうか。しっかり目を開けておきたいと思えます。」



【小林要子氏によるイラスト】

## 宗祖御命日のつどいは内勤めとなります

宗祖親鸞聖人の御命日であります毎月二十八日に、「御命日の集い」を本堂にて、日中法要と法話、その後、座談会の場を開いておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、三月から六月の法要は内勤めで、法話は中止とさせていただきます。三月の第八章から六月の第十一章の内容については、職員による講究内容をホームページに掲載しますので、ご了承ください。

◆日時 毎月二十八日午前十時より

◆会場 三条別院 本堂

◆お勤め(御命日 日中法要)

文類偈 行四句目下

念仏讚 洵五

和讃 回口 次第六首

回向 願以此功德

◆今後の講師一覧

↳ 『歎異抄』に聞く

五冊 朝倉 奏氏 (第二十組金寶寺) 第十一卷 (中止)

本冊 田村大輔氏 (第二十組専念寺) 第十一卷 (中止)

▲法話の記録 『廣河が『歎異抄』に聞く』を聞く

ムページを更新しております。

<http://sanjobetsuin.or.jp/>



## 定例法話会中止のお知らせ

毎月十三日の前門首のご命日(両度の命日)に行っている定例法話会ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、六月までは中止とさせていただきます。

## その他の講座等について

▲以下の行事につきましても、六月までは原則として中止とさせていただきます。七月以降は状況を見て再開を判断させていただきます。既にお申し込みの皆さまには「迷惑をおかけいたします」。

○別院声明教室(月一回、午後六時〜八時)【中止】

○別院書道教室【五月、六月は在宅指導】

〔月二回第一、第四水曜日、午後六時二十分〜八時〕

講師 木原光威氏(新潟県書道協会理事)

月謝 三二〇〇円(テキスト代含む)

五月・六月は郵送による指導、WEB指導などの在宅指導となります。

○座講「毎月十三日」【五月、六月は中止】

「一緒に別院のお庭を整備していきませんか?」

○花講・三条別院有志の会【五月、六月は中止】

花講は別院の立花を、有志の会は別院行事に併せた奉仕活動や季節ごとの懇親会を行っております。

○別院奉仕研修【五月、六月は募集中止】

日程及び内容については「相談ください」。

◎冥加金 日帰り一五〇〇円、一泊二日一三五〇〇円

◎食事代(昼・夕食は業者発注)

・朝食代 五〇〇円、昼食代 一〇〇〇円程度

・夕食代 一三〇〇円程度

## ○三条別院巡回【五月、六月は募集中止】

三条別院から御本尊(絵像)をお迎えして、開法会を開催しませんか?輪番と随行一名でお勤めと法話を行います。

## 院議会(臨時会)の開催中止について

五月十二日に開催予定であった院議会(臨時会)は中止となります。予定されていた議案は、第一号議員(組長)、第二号議員(選出教区会議員から輪番が選定)、第四号議員(教区内の教師・門徒から輪番が選定)の改選に伴う常議員の互選でしたが、院議会が開催できませんので、『別院条例』第四四条第三項「常議員は院議会議員の任期満了後でも後任者が就任するまで在任する」に基づき、現在の常議員に、次回院議会が開催されるまで留任していただくこととなりますので、ご了承ください。

## ◆◆編集後記◆◆

緊急事態宣言が全国に発令された。終息の兆しはいまだ見え、講座や行事等についても、次々と中止や延期の措置が取られている。

このような状況の中、とりわけ目を引いてしまふのがネット上の反応だ。真偽も定かではない無数の情報が拡散し、罹患者や医療関係者などへの罵詈雑言がありとあらゆる角度から飛び交っている。罹った人はどこの誰々で、感染経路に留まらず職業や家族構成など、個人を特定しようとする動きであったり、医療関係者の子どもが保育園から受け入れを拒否されるなど、人権侵害、差別が実際に起こっている。

自分、そして自分の大切な人の安全を確保するために、そういった行動をとるのもよくわかる。しかし情報源が確かでないものを話すべきではないし、どこの誰かを知ったところで、注意しなければならぬことに変わりはない。噂はあくまでも噂だ。しかし、その噂によって差別を助長し、人を傷つけることだってある。死に至る病を、他ならぬ自分が拡散している可能性を、十分に考えなければならぬ。

この状況下において、一真宗門徒としての自分の本質が照らし出されているように思う。競うことを好み、都合の悪いことを排除せずにはいられない自分があぶり出される。かえってここで、浄土真宗の核心、『大経』の言葉が響いてくる。すなわち、少欲知足、和顔愛語、恭敬三宝の金言である。買ひ占めをしたくなる欲には足ることを知る心をもって、また怒りになるような他者の振る舞い(感染予防、自分は気を付けている、そう思うほど気を付けていない人に想いが大きくなる…)には和らかに優しい言葉で、そして仏法は、「仏法が邪魔になるほど」聞かねばならない。凡夫の身を、改めて知らしめられる。(廣河)

▲宗祖御命日(毎月二十七日、二十八日)は「内勤め(院内勤め)」として輪番と列座でお勤めしております。また、毎朝の晨朝法要についても平常通りお勤めしております。多数の人が集まる法要では参拝は基本的には自粛していただいておりますが、輪番・列座が御本尊に手をあわせ、親鸞聖人・蓮如上人の御聖教を毎日いただいております。別院事務所にも月曜日から金曜日までは九時から十七時まで(教務所は十七時半)、土日祝日は九時から三時まで職員がおりますので、連絡や「相談等ありましたら、いつでも」連絡ください。

# 三条教区通信

## 第152号

発行日 2020年4月30日  
発行者 三条教務所長 森田成美  
発行所 真宗大谷派三条教務所  
〒955-0071 三条市本町2丁目1-57  
Tel (Fax): 0256-33-2805 (2847)  
Email: sanjo@higashihonganji.or.jp  
Webサイト: http://sanjobetsuin.or.jp/

### 今月の法語

〔真宗教団連合『法語カレンダー』より〕

いだかれて ありとも知らず  
おろかにも われ反抗す  
大いなるみ手に

九條 武子

Though embraced, I do not realize it.  
Foolishly I resist the compassionate hand.

Kujō Takeko

### 三条教区災害対策委員会のお知らせ

新型コロナウイルス感染により

お亡くなりになった方々に哀悼の意を表しますとともに  
発病され療養中の方々、そのご家族の方々に心よりの  
お見舞いと、一日も早いご回復を念じ申し上げます  
また、緊迫した状況下で治療に尽力されている  
関係各位に深く敬意を表させていただきます

2020年3月19日 真宗大谷派(東本願寺)宗務総長 但馬 弘  
メッセージ〔抜粋〕

三条教区・三条別院におきましては、宗派の方針に基づき、政府の緊急事態宣言及び県・市の方針に順じ、以下のとおり感染拡大防止に努めています。

- ・研修会等は原則6月末まで中止(又は延期)とします。
- ・法要等は内勤め(職員によるお勤め)とします。
- ・諸会議は、やむを得ない場合を除いて原則中止(又は延期)あるいはWEB会議とします。
- ・教務所及び別院事務所は、接触人数抑制のため出勤する職員の人数を減らしています。
- ・職員のマスク着用、手洗い、消毒等予防対策を徹底します。

なお、これらの方針は4月30日現在のものであり、今後変更される場合があります。最新の情報は、宗派ウェブサイト(higashihonganji.or.jp)及び教区別院ウェブサイト(sanjobetsuin.or.jp)をご確認ください。よろしくお願いいたします。

#### 災害支援実行委員会の活動にご協力ください

主に春夏の保養事業を活動内容としております災害支援実行委員会の活動資金収入であります災害救援・復興カンパ金につきまして、引き続き勧募いたしております。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、宗派では困難な状況に直面している被災地や被

災者の方へ1日も早く宗派救援金をお届けするため、災害の種類や発生の有無に関わらず、「災害救援金口座」を設けて対応しております。何卒ご協力ください。

**真宗大谷派災害救援金口座**

【郵便振替口座番号】00920-3-203053

【加入者名】真宗大谷派

### 研修会のご案内

新型コロナウイルス感染症の対応について、【カッコ内】にお知らせしています。

■ 声明基本講習会 **案内/申請書既送**

◆ 日時 2020年5月31日(日) 10:00～  
【3月31日から延期しました】

◆ 場所 教区同朋会館

◆ 講師 部門スタッフ

◆ 対象 どなたでも

◆ 参加費 500円

◆ 申込 2020年5月13日(水)まで

◆ 問合せ 三条教務所(担当:水野)

■ 新潟地区女性研修会

◆ 期日 2020年5月25日(月)【中止します】

■ 結の会のつどい(准坊守・若坊守のつどい)

◆ 期日 2020年5月26日(火)【中止します】

■ 教区女性研修会

◆ 期日 2020年6月5日(金)【中止します】

■ 墓地管理に関する学習会

◆ 期日 2020年6月12日(金)【中止します】

■ 第20組 第44回公開仏教講演会

◆ 期日 2020年5月9日(土)【中止します】

■ 第49回新潟地区公開講演会

◆ 期日 2020年6月6日(土)【中止します】

※**駐在教導のつぶやきはお休みします。**

### 教務所からのお知らせ

#### ◎法要(葬儀・法事等)における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けての宗派指針(補足)

新潟県においては未だ新型コロナウイルス感染症による死亡者は報告されていませんが、感染者数は増加中であり、新型コロナウイルス感染症により亡くなる方及びその疑いがある方の葬儀に会われる機会、または葬儀を執り行う機会が予想されます。

つきましては、過日全寺院教会宛てに郵送いたしました(教区門徒会員・各組推進員会長・個人購読者の方には本号

に同梱)の葬儀・法事等における感染防止に向けた宗派指針のうち、「6 新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の通夜・葬儀等を執り行うにあたっては、国の方針(※厚生労働省が示す「新型コロナウイルスに関するQ&A(関連業種の方向け)令和2年4月15日時点版、3. 遺体等を取り扱う方へ」等)を踏まえた上で、医療機関や葬祭場とも連携をし、感染防止のための衛生対策に努めてください。」といわれるところの「国の方針」について、以下のとおり、厚労省ホームページに掲載されている内容をお知らせしますのでご注意くださいようお願いいたします。

### 3 遺体等を取り扱う方へ

**問1 新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬しなければならないのですか。**

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体は、24 時間以内に火葬することができるとされており、必須ではありません(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条)\*。感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱をする必要があります。

\*通常、24 時間以内の火葬は禁止されている(墓地、埋葬等に関する法律第3条)

(参考)

「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改定)新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)における「X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の「第1章 始めに」(P209)

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl\\_guideline.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf)

「第1章 始めに」

今日の我が国における葬法(埋葬及び火葬等)は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起り、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症法第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。)第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、国内感染期(まん延期)において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋

火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、他方で、地域の葬送文化や国民の宗教感情等にも十分配慮することが望ましい。そのため、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある。

本ガイドラインは、新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方公共団体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたものである。

**問2 新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者が留意すべき事項はありますか。**

遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましいです。遺体を非透過性納体袋に収容・密封後に、納体袋の表面を消毒してください。遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態での火葬するよう努めてください。

また、遺体の搬送に際し、遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えありません。

他方、継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用し、血液・体液・分泌物(汗を除く。)・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、眼の防護(フェイスシールド又はゴーグル)を使用してください。衣服への汚染を避けるため、ディスポーザブルの長袖ガウンの着用が望ましいです。また、これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行ってください。

火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触することを希望する場合には、遺族等に手袋等の着用をお願いしてください。

万が一、遺体の体液等で汚染された場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、消毒に用いる薬品は、0.05～0.5%(500～5,000 ppm)次亜塩素酸ナトリウムで清拭\*、または30分間浸漬、アルコール(消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール)で清拭、または30分間浸漬とし、消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望まれます。消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がり招く可能性があり、推奨しません。また、可燃性のある消毒薬を使用する場合には火気のある場所で行わないようにしてください。

手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際には、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施してください。

\*血液などの汚染に対しては0.5%(5,000ppm)、また明らかな血液汚染がない場合には0.05%(500 ppm)を用いる。なお、血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

(参考)

「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改定)新型インフルエンザ等



及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)における「X 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の第2章の4. の「(4)搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項」(P212)[上記問2の回答と同内容のため掲載省略]

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl\\_guideline.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf)

「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(\*エボラ出血熱参照)[消毒について問2の回答と同様のため掲載省略]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>

### ◎三条教区・高田教区 教区及び組の改編に関する合意(案)について(お知らせ)

教区及び組の改編に関する三条教区・高田教区地方協議会において、これまでの協議内容がまとめられ、三条・高田両教区の教区改編委員会に対し報告がなされましたので、本号同梱の『別刷教区通信』(2020年4月30日発行。紙面提供のみ)にて教区の皆様にお知らせいたします。

### ◎教区・別院行事予定

今後、中止・延期または開催形態が変更される場合があります。その場合は関係者の方に別途ご連絡いたします。

| 2020年         |   |
|---------------|---|
| 5/11(月) 15:00 | 保育研究部会  |
| 5/13(水) 18:30 | 別院書道教室(在宅指導)                                      |
| 5/14(木) 14:00 | 別院報恩講教化部会 WEB                                     |
| 5/19(火) 14:00 | 研修部会  |
| 5/21(木) 15:00 | 声明講習会部門会議   |
| 5/27(水) 13:30 | 宗祖御命日昼夜法要(内勤め)                                    |
| 15:30         | 児童夏の集い執行部会  |
| 18:30         | 別院書道教室(在宅指導)                                      |
| 5/28(木) 10:00 | 宗祖御命日中日法要(内勤め)                                    |
| 5/29(金) 14:00 | 教化センター運営委員会                                       |
| 5/31(日) 10:00 | 声明基本講習会   |
| 6/1(月) 13:30  | 教区坊守会役員会  |
| 6/10(水) 18:30 | 別院書道教室(在宅指導)                                      |
| 6/11(木) 14:00 | 別院報恩講教化部会 WEB<br>教化センター                           |
| 6/13(土)       | 教区推進員同窓会  |
| 6/17(水) 13:30 | ～18日(木)児童夏の集い事前研修<br>第15・16組合同育成員研修会<br>新教区坊守会役員会 |
| 6/24(水) 18:30 | 別院書道教室(在宅指導)                                      |
| 14:00         | 教区教化委員会総会   |
| 6/25(木) 14:00 | 教化センター  |
| 6/26(金) 17:00 | 園長設置者研修会  |
| 6/27(土) 9:00  | 保育大会  |
| 13:30         | 宗祖御命日昼夜法要(内勤め)                                    |
| 6/28(日) 10:00 | 宗祖御命日中日法要(内勤め)                                    |

### ◎出版物のご案内

#### 釈尊の呼びかけを聞く 阿弥陀経入門

著者 一楽 真

発刊 2020/4/15

頁数 152頁



価格 1,000円(税別)

宗祖親鸞聖人が「お釈迦さまがこの世にお出ましになられた本意を表されたお経」と言われる『阿弥陀経』。さまざまな法事・法要の場で読まれるこの経典には、一体何が書かれているのか。お釈迦さまが説かれる阿弥陀仏や極楽(浄土)は、私たちとどう関わるのか…。書き下し・著者意識とともに、経文に込められた仏意(おこころ)を丁寧に尋ねる、『阿弥陀経』の入門書。

### 新潟親鸞学会からのお知らせ

当会は、越後と佐渡の風土の中で、親鸞にゆかりのある仏道の学びを、宗派を横断して新しい視野で展開したいと、2003年結成されたローカルパーティーです。

現在、僧俗男女 260名の会員が参加しています。学者の会ではありません。親鸞聖人に関心のある方、念仏に生きた私たちの祖先に興味のある方、仏教に関心をお持ちの方でしたら誰でも入会いただけます。年会費¥5,000-

#### 【年間計画の予告】

##### 1 特別講座(真宗教団連合新潟県支部と共催)

- ・日時 3月3日(火)13:30~16:30【中止しました】
- ・会場 真浄寺本堂(新潟市西堀2)
- ・講題 「越後法論の概略とその影響 — 三業惑乱の前哨戦として —」
- ・講師 井上見淳氏
- ・聴講料 無料

##### 2 第17回大会(白根大会)

- ・期日 5月21日(木)【中止しました】
- ・会場 吉運堂サルナート(新潟市南区戸頭)
- ・内容 会員総会・研究発表・記念講演
- ・記念講演講師 長谷正當氏(京都大学名誉教授)
- ・講題 未定

##### 3 史蹟研修旅行

- ・期間 2021年1月末~3月初旬の3泊4日間
- ・内容 新潟大学柴田先生の案内により台湾の近・現代仏教を学ぶ
- ・行き先 台湾(中華民国)
- ・費用 10万円程度
- ・募集人数 20人程度

##### 4 紀要・機関紙の発行

- ・『新潟親鸞学会紀要』第15集 5月刊行予定
- ・「親鸞NOW」No29 2月発刊(年2~3回)

##### 5 関連事業

- ・親鸞聖人越後御旧跡奉賛会
- ・明治期の新潟新聞を読む会

新潟親鸞学会事務局 担当 富沢慶栄 超願寺内  
〒951-8061 新潟市中央区西堀通二番町 783  
Tel 025-222-2820 Fax 025-222-2830 Email choganji@nifty.com

